

平成18年12月 第282号

遠石コミュニティ&公民館だより

# といし

発行元  
遠石コミュニティ  
遠石公民館  
電話番号  
22-0442



## しめ飾り講習会

今年度のしめ飾りは、初心者を対象とした内容で講習会を行います

- ▽日時 12月16日(土) 9時~11時30分
- ▽場所 遠石公民館・講堂
- ▽指導者 地区有志
- ▽対象 小学生以上・一般成人
- ▽定員 30名(定員になり次第締め切ります)
- ▽材料代(前納) 玄関飾り用 200円 輪飾り用 50円
- ▽申込み先 遠石公民館へ材料代を添えて申し込んで下さい。
- 注 電話では、受付けません。
- (受付、土・日・祝日以外の時間8:30~17:00まで)
- ▽持参するもの ハサミ/ペンチなど



### 新着情報

#### どんど焼き

- ☆とき 平成19年1月8日(祝) 9時頃~
- ☆ところ 出光若草グラウンド

### 「新春ふれあいの集い」の参加者募集

- ☆日時 平成19年1月10(水) 18:30~
- ☆場所 遠石会館(遠石2丁目)
- ☆対象 地域在住の方、地域に結びつきのある方
- ☆会費 5000円(前納)
- ☆申込み締め切り 12月22日(金)まで
- ※詳細は、遠石公民館内(Tel 22-0442) 新春ふれあい実行委員会まで。

## 遠石のできごと

さつまいもを収穫しました

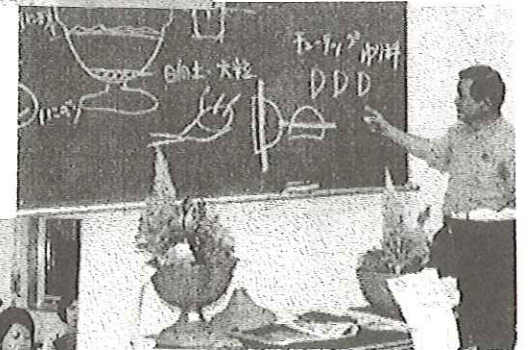
10月28日、遠石子ども会育成連絡協議会では大迫田農園でいも掘りました。この活動は「自然体験活動」を7月に登録の募集し、グループごとに区分して、その畑で「苗植え・草引き・収穫」を一貫し、行いました。大迫田農園で親子で収穫をしました。自分たちが植えた、いもの苗が大きくなっているのにびっくりし大喜びです。



↑ 10/28 いも掘り(大迫田農園)



↑ 11/8 趣味クラブ研修旅行



← ↑ 11/10 わが家の花づくり教室



# スポーツあれこれ

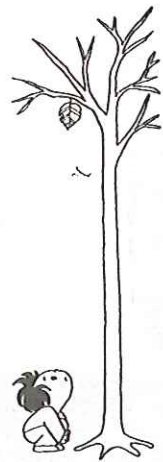
## なぎなたスポーツ少年団

11月5日「第33回・中国なぎなた選手権大会」が島根県立浜山公園カミアリーナで開催されました。

結果は次のとおり。

### 【演技競技】

小学校低学年の部 3位  
宮奥栄伸・橋本知龍



会費納入のお願い  
平成18年度・遠石地区「コミュニティ推進協議会」年会費の納入がまだの自治会については、納入をお願いします。  
「コミュニティ活動の資金」1世帯あたり 240円  
となっております。自治会長さん・各自治会会計さんにはご足労をおかけしますが、公民館までよろしく願います。  
特に、新しい自治会に加入されたところについてはご理解とご協力をよろしく願います。

ふれあいの 笑顔で守ろう みんなの人権

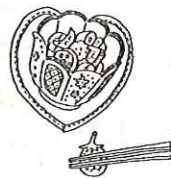


確かめよう 歩行者 スピード 車間距離

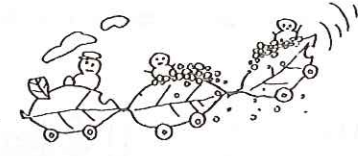
**募集 ファミリー**  
サポートセンター会員  
子そだてを手伝ってほしい親と、手伝ってあげたい人が会員になり、有料でサポートする相互援助の組織です。  
▽対象/市内に在住する人  
▽内容/保育施設への送迎 や自宅での預かりなど  
▽料金/一時間当り 600円  
▽問合せ/ファミリー  
サポートセンター本部  
TEL 32-8191

- ▽日時 12月9日(土) 9時30分~13時
- ▽場所 遠石公民館 /調理実習室
- ▽指導者 食生活改善推進員  
・佐田正子さん  
・渡辺恵子さん
- ▽対象 成人男性
- ▽定員 (50歳~65歳位) 10名~15名程度 (先着順)
- ▽参加費 材料代500円 (実費のみ当日集金)

## (新)男性のための料理教室



おしゃべりしながら地域のみんなと友だちになろう。  
チャレンジ精神を大切に、自分の幅を広げてみませんか



## トトロっ子くらぶ

地域の未就園児とお母さんとを対象として親子でいろいろ楽しく活動しています。

~ピンボードで遊ぼう~

和久先生のピンボードで、カラーのビーズや輪ゴムを使って一緒に楽しんでみよう!!

《日時》12月15日(金) 10時30分~

《場所》遠石公民館

《要予約》先着20組

\*連絡先 和光保育園内子育て支援センター《トトロ》  
遠石1丁目10-1 TEL31-4887



## 要商法に注意

**住宅用火災警報器の訪問販売**  
平成16年に消防法が改正され、新築住宅は平成18年6月1日からまた、既存の住宅については平成23年5月31日までに「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられます。この法改正を悪用した悪質訪問販売の増加が懸念されます。

### 被害にあわないため

公的機関の職員(消防署や消防団員)が訪問し、販売することはありません。また、特定の事業者だけに委託することはありません。「すぐに取り付けなければならぬ」などと契約を急がせる事業者には注意が必要です。

また、不適切な価格で販売する事業者もありますので、その場で契約せず、よく考えて購入しましょう。「火災警報器」は、8日以内であれば、クーリング・オフができます。

市消費生活センター(市役所内) TEL 22-83321